

さくら市告示第 60 号

さくら市都市計画法第 53 条第 1 項の規定に基づく建築許可に関する事務取扱要領を次のように定め、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

平成 24 年 3 月 30 日

さくら市長 人見 健次

さくら市都市計画法第 53 条第 1 項の規定に基づく建築許可に関する  
事務取扱要領

( 趣旨 )

第 1 条 都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号。以下「法」という。)第 53 条第 1 項の規定に基づく建築の許可(以下「建築の許可」という。)に関しては、法、都市計画法施行令(昭和 44 年政令第 158 号)、都市計画法施行規則(昭和 44 年建設省令第 49 号。以下「省令」という。)その他の法令等に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

( 建築の許可が必要な時期 )

第 2 条 建築の許可が必要な時期は、法第 20 条第 1 項の規定による告示(法第 21 条第 2 項において準用する場合を含む。)があった日から法第 62 条第 1 項の規定による告示(法第 63 条第 2 項において準用する場合を含む。)がある日の前日までとする。

( 建築の許可申請を要する行為 )

第 3 条 建築の許可申請を要する行為は、次のとおりとする。

- ( 1 ) 都市計画施設の区域又は市街地開発事業の施行区域(以下「区域」という。)内において行う建築物の建築行為(建築物の床面積が 10 平方メートル未満のもの、の建築行為を含む。次号において同じ。)のうち法第 53 条第 1 項第 1 号から第 5 号までに掲げる行為以外のもの
- ( 2 ) 前号に掲げるもののほか、建築物の建築は区域外であり、その敷地の一部が区域内にあるときの建築物の建築行為のうち法第 53 条第 1 項第 1 号から第 5

号までに掲げる行為以外のもの

(建築の許可に係る申請)

第4条 建築の許可に係る申請は、省令第39条第2項に掲げる図書を添付し、許可申請書(様式第1号)及び確約書(様式第2号)を正副2部市長へ提出することにより行うものとする。

(許可等)

第5条 市長は、第3条第1号に該当するものとして許可申請があった場合には、法第54条の許可基準により審査を行うものとし、同条の基準に適合すると認める場合に限り許可を行うものとする。

2 市長は前項の規定により許可を行う場合は、許可通知書(様式第3号)を申請者に交付するものとする。

3 市長は、第1項の審査において、許可基準に適合しないと認める場合には、申請者と協議し、設計の変更又は申請の取下げ等の指導を行うものとする。

(通知)

第6条 市長は、第3条第2号に該当するものとして許可申請があった場合には、当該申請建築物の位置を厳守するよう通知書(様式第4号)を交付するものとする。

(意見照会等)

第7条 市長は、許可又は不許可とすることの判断が著しく困難と認められる場合は、関係機関等への意見照会等、必要な措置を講ずるものとする。

(標準処理期間)

第8条 建築の許可申請に対する標準的な処理期間は、特殊な事例を除き、許可申請書が到達した日から起算し、原則として9日以内とする。ただし、次に掲げる期間は標準処理期間の算定に含まないものとする。

(1) 申請書等の不備を補正するために要する日数

(2) 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日の日数

(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日の日数(前号に掲げる日数を除く。)

(許可台帳)

第9条 市長は、当該申請に対する許可・不許可等に係る台帳(様式第5号)を作成し、その保存年限は原則として永年とする。